

鹿児島県における
高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜確認に伴う
第1回熊本県高病原性鳥インフルエンザ対策会議

日時：令和6年（2024年）11月20日（水）

13：30～

場所：熊本県庁本館1302会議室

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 議 題

- （1）鹿児島県における高病原性鳥インフルエンザの発生状況について
- （2）本県の防疫対応等について
- （3）その他

4 閉 会

農林水産省

会見・報道・広報	政策情報	統計情報	申請・お問い合わせ	農林水産省について
----------	------	------	-----------	-----------

[ホーム](#) > [会見・報道・広報](#) > [報道発表資料](#) > 鹿児島県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について

プレスリリース

鹿児島県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について

ポスト

印刷

令和6年11月20日
農林水産省

本日（11月20日（水曜日））、鹿児島県出水市の家きん農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認（今シーズン国内10例目）されました。

これを受け、農林水産省は、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を持ち回りで開催し、今後の対応方針について決定しました。

1.農場の概要

所在地：鹿児島県出水市

飼養状況：約12万羽（採卵鶏）

2.経緯

（1）昨日（11月19日（火曜日））、鹿児島県は、同県出水市の農場から、鶏がまとまって死亡及び衰弱している旨の通報を受けて、農場への立入検査を実施しました。

（2）同日、当該家きんについて鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ陽性であることが判明しました。

（3）本日（11月20日（水曜日））、当該家きんについて遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認しました。

3.今後の対応方針

総理指示及び「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、以下の措置について万全を期します。

- 当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
- 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
- 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
- 政務と鹿児島県知事との面会等により、鹿児島県と緊密な連携を図る。
- 必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会 家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
- 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、必要に応じ、農林水産省等の専門家を現地に派遣。
- 鹿児島県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
- 「疫学調査チーム」を派遣。
- 全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を指導。
- 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4.農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部

日時：令和6年11月20日（水曜日）（持ち回り開催）

5.その他

(1) 我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えております。https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html（外部リンク）

(2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

(3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

お問合せ先

消費・安全局動物衛生課

担当者：大倉、植田

代表：03-3502-8111（内線4581）

ダイヤルイン：03-3502-5994

公式SNS



関連リンク集

農林水産省
トップページへ

農林水産省

住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話：03-3502-8111（代表）[代表番号へのお電話について](#)

法人番号：5000012080001

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

❖ [サイトマップ](#) ❖ [プライバシーポリシー](#) ❖ [リンクについて・著作権](#) ❖ [免責事項](#)

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

鹿児島県出水市における発生に係る制限区域



令和6年度 国内における高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ発生状況

(令和6年11月20日時点)

○野鳥 11道県32事例

※詳細は環境省HP参照 https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/

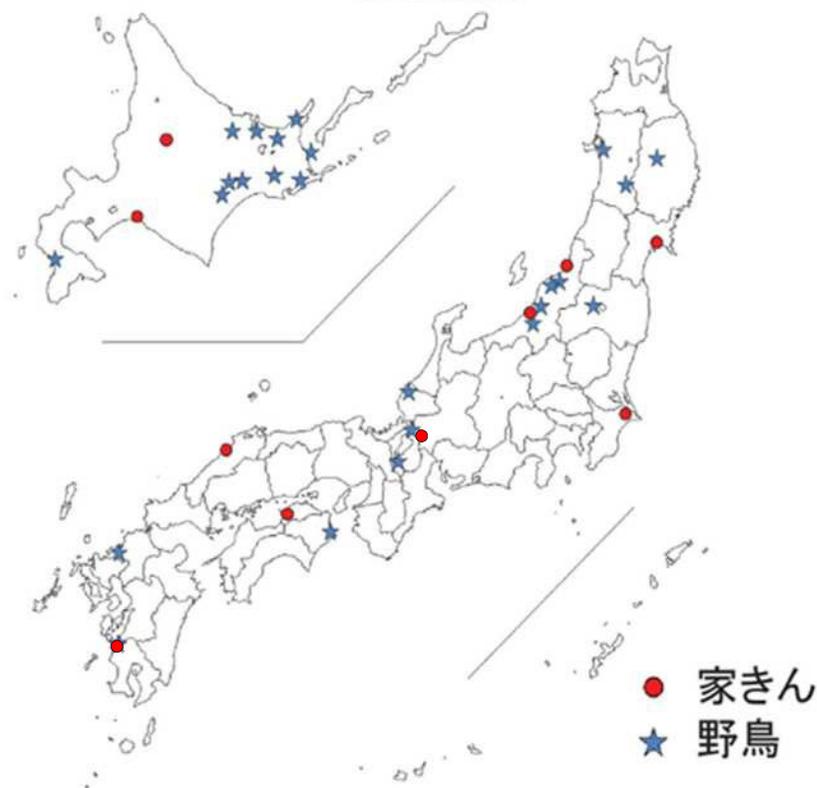
	検体回収場所	検体回収日	種名	病原性	亜型
1	北海道乙部町	9/30	ハヤブサ	HPAI	H5N1
2	北海道別海町	10/8	糞便(カモ類)	HPAI	H5N1
3	北海道斜里町	10/16	オジロワシ	HPAI	H5N1
4	福島県会津若松市	10/18	コガモ	HPAI	H5N1
5	新潟県長岡市	10/21	オオタカ	HPAI	H5N1
6	秋田県潟上市	10/21	コガモ	HPAI	H5N1
7	新潟県阿賀野市	10/23	オオタカ	HPAI	H5N1
8	北海道清里町	10/24	オオハクチョウ	HPAI	H5N1
9	滋賀県長浜市	10/25	ハヤブサ	HPAI	H5N1
-	福島県いわき市	10/26	カルガモ	LPAI	H5N3
10	北海道浜中町	10/25	オオハクチョウ	HPAI	H5N1
11	北海道斜里町	10/29	オオハクチョウ	HPAI	H5N1
12	北海道釧路市	10/30	オオハクチョウ	HPAI	H5N1
13	北海道北見市	10/31	ハヤブサ	HPAI	H5N1
14	北海道大空町	10/31	オオハクチョウ	HPAI	H5N1
15	徳島県阿南市	10/24	ヒドリガモ	HPAI	H5N1
16	北海道池田町	10/30	オオハクチョウ	HPAI	H5N1
17	北海道本別町	10/31	オオハクチョウ	HPAI	H5N1
18	新潟県十日町市	11/1	オオタカ	HPAI	H5N1
19	新潟県新潟市	11/3	キンクロハジロ	HPAI	H5N1
20	鹿児島県出水市	11/4	環境試料(水)	HPAI	H5N1
21	北海道標茶町	10/22	タンチョウ	HPAI	H5N1
22	秋田県横手市	10/31	オオハクチョウ	HPAI	H5N1
23	北海道清里町	11/1	タンチョウ	HPAI	H5N1
24	福岡県福岡市	11/1	ヒドリガモ	HPAI	H5N1
25	岩手県盛岡市	11/3	オオハクチョウ	HPAI	H5N1
26	滋賀県草津市	11/5	ヒドリガモ	HPAI	H5
27	福井県福井市	11/9	ハヤブサ	HPAI	H5
28	鳥取県鳥取市	10/29	糞便(カモ類)	HPAI	H5
29	北海道札幌市	11/10	ハシブトガラス	HPAI	H5
30	鹿児島県出水市	11/11	環境試料(水)	HPAI	H5
31	福島県福島市	11/13	オオハクチョウ	HPAI	H5
32	鳥取県鳥取市	11/7	糞便(カモ類)	HPAI	H5

※ HPAI: 高病原性鳥インフルエンザ
LPAI: 低病原性鳥インフルエンザ

○家きん 8道県10事例

	地域	疑似患畜判定日	用途	羽数(約)	亜型
1	北海道厚真町	10/17	肉用鶏	2.0万羽	H5N1
2	千葉県香取市	10/23	採卵鶏	3.7万羽	H5N1
3	新潟県上越市	10/26	採卵鶏	0.02万羽	H5N1
4	島根県大田市	10/31	採卵鶏	40.2万羽	H5N1
5	新潟県胎内市	11/6	採卵鶏	33.7万羽	H5N1
6	香川県三豊市	11/7	採卵鶏	4.3万羽	H5
6関連	香川県観音寺市	11/7	採卵鶏	2.8万羽	-
7	宮城県石巻市	11/10	肉用鶏	12.4万羽*	H5
7関連	宮城県石巻市	11/10	肉用鶏	4.8万羽*	-
8	北海道旭川市	11/12	採卵鶏	4.4万羽*	H5
9	岐阜県本巣市	11/19	採卵鶏	1.5万羽	
10	鹿児島県出水市	11/20	採卵鶏	12万羽	

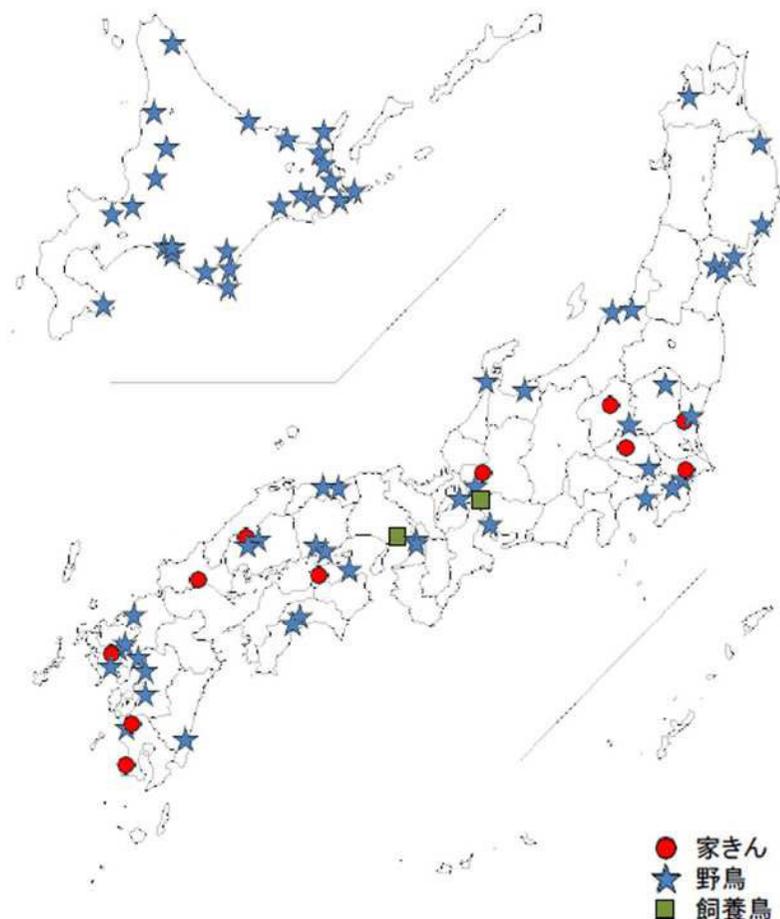
*疑似患畜確認時の羽数



令和5年度シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生状況

- 令和5年度シーズンは、過去のシーズンと比較すると、家きんでの初事例日は遅かったところ。
- 野鳥での感染については、10月4日に陽性を初確認。陽性確認件数はこれまでの4シーズンで2番目に多かった。

令和5年度シーズン鳥インフルエンザの発生状況

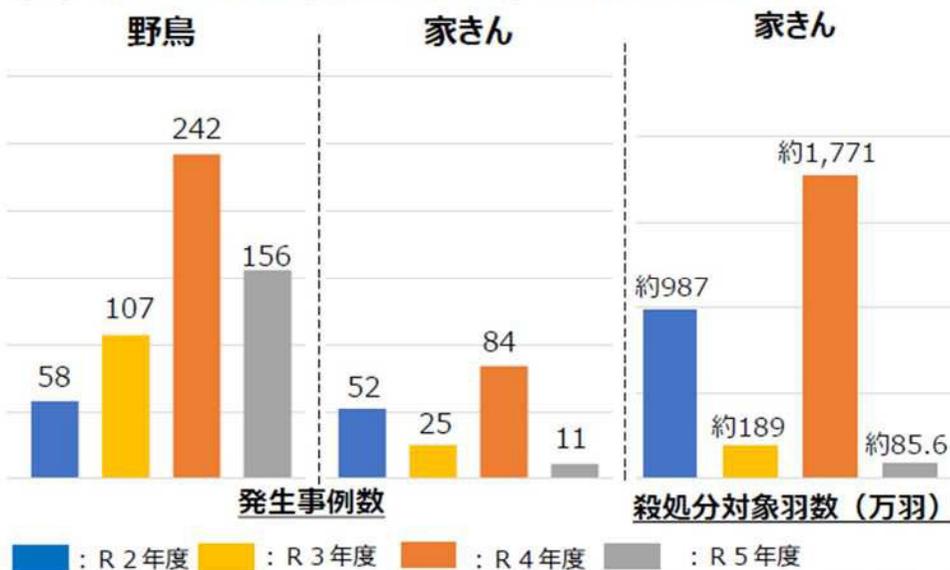


過去シーズンとの比較

(1) 初発、最終確認日

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
野鳥	初発	10月24日	11月8日	9月25日	10月4日
	最終確認	3月3日	5月14日	4月19日	4月30日
家きん	初発	11月5日	11月10日	10月28日	11月25日
	最終確認	3月13日	5月14日	4月7日	4月29日

(2) 発生事例数（野鳥、家きん）、殺処分対象羽数



※野鳥における発生事例数は環境省HP参照

本県での野鳥におけるA型インフルエンザ検出事例について

1 今シーズンの発生状況

- 熊本県天草市で、令和6年11月12日（火）に、ヒドリガモ2羽の死亡個体を回収し、国立研究開発法人国立環境研究所で遺伝子検査を実施
- 11月18日（月）にA型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が確認。
- 現時点では、病原性は未確定であり、今後、さらに検査を実施し、高病原性であるか否かの確認を行う。なお、病原性の確定には数日かかる予定。
- 回収地点から10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化。

	回収日	場所	検体情報			簡易検査 (県実施)		遺伝子検査 (環境省実施)		野鳥監視 重点区域
		市町村	検体の種類	鳥種名	回収数	結果判明日	結果	結果判明日	結果	指定日
疑い事例	11/12	天草市	死亡野鳥	ヒドリガモ	2	11/12	陰性	- (11/18)	検査中 (A型鳥インフルエンザ) ※高病原性であるかどうかは確認中	11/18

2 回収地点について

地理院地図
GSI Maps



3 本事例を受けた対応について

- 回収地点から半径3km以内の養鶏場（1農場）について、異状がないことを確認。
- 家畜保健衛生所から家きん飼養場に対し本事例の周知と、防疫対策の徹底を指導。

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の徹底について

我が国における高病原性鳥インフルエンザについて、昨シーズン（渡り鳥が飛来する秋から翌年春までの期間をいう。以下同じ。）は、10月4日に北海道で発見された死亡野鳥（ハシブトガラス）から本病ウイルスが検出されて以降、全国的に野鳥における感染が確認され環境中に本病ウイルスが広く存在していたと考えられました。

このような中、家きんにおける発生事例は、昨年11月25日から本年4月29日までに10県11事例が確認されました。一昨年シーズンよりも発生数が大幅に減少したことについて、高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チームからは農場における飼養衛生管理基準遵守のための対策状況が要因の1つに挙げられています。家畜保健衛生所をはじめ関係者が連携し継続的に農場に御指導いただいた結果であると考えており、深く感謝いたします。

一方で、発生事例の中には、手指消毒や専用手袋の着用、衣服や長靴の交換、鶏舎の壁の破損対策、防鳥ネット設置など、基本的な飼養衛生管理が十分に実施されていない事例があり、高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チームからは、人又は野鳥若しくは野生動物を介して農場にウイルスが侵入した可能性を示す所見が示されています。また、発生農場及びその周辺においては、カラス等の野鳥を誘引する要因や、渡り鳥が飛来する干潟、河川、ため池等の水場の存在が全般的に確認されており、これらのリスク要因を排除するには、生産者自身の取組はもとより、発生防止に向けた地域一体の取組も重要となっています。

近年、アジア、欧州、北米、南米など世界的に高病原性鳥インフルエンザの流行が続いていることを踏まえると、今シーズンも渡り鳥の飛来によって本病ウイルスが我が国に侵入する可能性は極めて高いことから、関係者が厳重に警戒し、本病の防疫対策を徹底する必要があります。

各都道府県においては、農林水産省が公表した「2023年～2024年シーズンにおける高病原性鳥インフルエンザの発生に係る疫学調査報告書」（2024年7月3日高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チーム）の内容も踏まえ、家きん飼養農場に対する発生予防の啓発や衛生管理対策の指導、発生に備えた防疫体制の整備等に取り組まれているところですが、これから本格的な渡り鳥の飛来時期を迎えるに当たり、下記について、関係部局、関係機関、市町村、関係団体等とも連携して対応いただき、

本病の発生予防及びまん延防止対策に万全を期すようお願いいたします。

記

1 重点対策期間

昨シーズンは10月に野鳥の感染が確認されたことを踏まえ、渡り鳥の飛来が始まった時点で国内にウイルスが侵入していると想定し、渡り鳥の飛来が本格化する前の9月中には都道府県及び農場での防疫体制を整備すること。

また、渡り鳥の飛来時期を踏まえると、本年も10月から翌年5月までは警戒を強める必要があるところ、近年の発生状況に鑑み、特に本年11月から翌年1月までは重点対策期間として対策の徹底を図る必要がある。ただし、渡り鳥の飛来時期は地域によって異なるので、地域の実情に応じて重点対策期間を設定すること。

2 農場における発生予防対策

家きん飼養農場における高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため、以下の取組により、農場における飼養衛生管理の向上及び対策の維持・継続を図るとともに、地域において本病のリスク低減対策を推進すること。

(1) 農場におけるウイルス侵入防止対策の強化

昨シーズンの発生事例では、基本的な飼養衛生管理が十分に実施されておらず、人又は野鳥若しくは野生動物によるウイルスの持込みを強く示唆する事例が確認されている。農場へのウイルスの侵入防止対策については、適切な対策とその対策の維持・継続が重要であることから、以下により、飼養衛生管理者による飼養衛生管理基準の遵守状況の一斉点検を実施し、その状況を農場指導に活用すること。

特に、飼養衛生管理区域又は家きん舎への出入り時の対策については、全ての農場従業員及び外部事業者を含む外来者が徹底するよう指導するとともに、野鳥や野生動物の対策については、家きん舎や堆肥舎での防鳥ネットや忌避テープの適切な使用、餌タンク・餌置場の清掃、集卵ベルトへのシャッターの設置、家きんの死体や廃棄卵の適切な処理、カラス対策としてテグス等を効果的に使用するなど、侵入防止だけでなく誘引防止についても指導すること。

- ・実施時期：令和6年10月から令和7年5月まで
- ・実施方法：飼養衛生管理者に対し、基本的な管理項目である次の7項目について毎月点検し、不備があれば改善するよう指導すること。
 - ① 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等（項目13）
 - ② 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用（項目14）
 - ③ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等（項目15）
 - ④ 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等（項目20）

- ⑤ 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用（項目21）
 - ⑥ 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕（項目24）
 - ⑦ ねずみ及び害虫の駆除（項目26）
- ・報告：各都道府県において点検結果を取りまとめ、飼養衛生管理等支援システムにより毎月20日までに動物衛生課へ報告すること。

（2）ウイルス侵入防止対策の更なる向上の取組

飼養衛生管理基準の遵守状況については、家畜保健衛生所やかかりつけの産業動物獣医師等の第三者の有識者の視点や、本年10月に本格稼働を予定している飼養衛生管理等支援システムも活用して自らの農場の遵守状況を正しく理解・評価し、飼養衛生管理の向上を図ること。

家畜保健衛生所においては、これらを活用してさらに積極的に飼養衛生管理の指導を行うとともに、改善指導した内容については、期限を設定して写真等により報告を求めるなど適切にフォローアップすること。

（3）過去に発生が確認された地域における指導の強化

昨シーズンの発生事例のうち2事例は、一昨年シーズンに続き同一農場で発生が確認された事例であったことを踏まえ、近年高病原性鳥インフルエンザの発生があった地域については、環境要因が揃っており発生リスクが特に高い地域であることを認識し、発生農場の経営再開時における飼養衛生管理の指導のみならず現在の対応状況を確認するとともに、周辺の農場に対しても重点的に指導すること。

3 農場周辺の水場、環境での野鳥及び野生動物対策の強化

（1）農場の周辺環境におけるウイルスリスクの低減

昨シーズンの発生農場の近隣には、渡り鳥が飛来する干潟、河川、ため池等の水場や、野生動物の生息に適した雑木林等が多く観察されたほか、農場又は近隣にカラス等が誘引されたと見られる事例も認められている。このことを踏まえ、都道府県や市町村等地域が一体となって、以下の取組を推進すること。

- ① 農場周辺のため池等の水場の水抜き、防鳥ネットや忌避テープの設置
- ② 農場周辺にカラス等の野鳥を誘引する施設やねぐら等の生息に適した環境がある場合は、当該状況を解消する取組
- ③ 農場周辺において野鳥等への安易な餌やりやそれに類する行為の中止

（2）野鳥のサーベイランス

環境省自然環境局長より、別紙のとおり、野鳥の高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について協力依頼があったので、引き続き、自然

環境部局と家畜衛生部局が相互に連絡し、野鳥のサーベイランス体制を構築するとともに、野鳥等において本病のウイルスが確認された場合には、必要に応じて、周辺農場への立入検査、注意喚起及び家きんの健康観察の徹底を指導すること。

4 家きん飼養農場における異状の早期発見・早期通報

昨シーズンの発生農場で分離されたウイルスの遺伝子解析や病原性調査によれば、現在、世界的に流行しているH5亜型のウイルスは鶏に対して高い致死率を示す（高病原性）こと、また、通報までに数日を要した事例では家きん舎内の環境材料からのウイルス検出が多く、通報の遅延が伝播リスクを高めることが示唆されている。このことを踏まえ、家きん飼養者に対し、改めて、毎日の健康観察の徹底、特定症状等の異状の早期発見及び家畜保健衛生所への早期通報の徹底を指導すること。

なお、鶏以外の家きんについては、死亡率の増加以外にも産卵率の低下、元気消失、神経症状等がみられる場合があることに留意すること。

5 疾病発生時の円滑な防疫措置に必要な体制整備

高病原性鳥インフルエンザが発生した際に、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日農林水産大臣公表）に基づく防疫措置を速やかに講じられるよう、初動対応や検査体制の確認、防疫措置に必要な人員、資材、試薬、特殊自動車等の確保及び調達先との連絡体制の確認、埋却地、焼却施設等の確保状況の確認、都道府県内関係部局との調整、市町村、関係機関及び関係団体との連携の確認など、必要な体制を整備すること。

なお、自衛隊への災害派遣要請を含め、人員の確保や関係機関との役割分担については、「「自衛隊の災害派遣に関する実態調査一家畜伝染病への対応に関して一の結果（勧告）」（令和4年4月22日付け総評第59号）への対応について」（令和4年5月25日付け4消安第1080号農林水産省消費・安全局長通知）及び2024年7月に公表された同勧告に対する改善措置状況（フォローアップ）の概要を踏まえ、適切に対応すること。

また、疾病発生時における建設業、自動車運転者の時間外労働の上限規制については、「「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号）における適用除外業務について」（令和4年12月27日付け4消安第5299号）及び「建設業における労働基準法第33条第1項又は第139条第1項の対象となる業務について」（令和5年12月27日付け5消安第5696号）の内容を踏まえ、関係事業者と連携の上、適切に対応すること。

以上

6 消安第 4468 号
令和 6 年 11 月 6 日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

高病原性鳥インフルエンザの発生状況を踏まえた防疫対策の再徹底について

高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の防疫対策については、「高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の徹底について」（令和 6 年 9 月 12 日付け 6 消安第 3505 号農林水産省消費・安全局長通知）等を踏まえ、家きん飼養農場における発生予防対策等についてご指導いただいているところです。

今シーズンは、これまでで最も早く 10 月 17 日に北海道（肉用鶏農場）で本病が確認されて以降、短期間のうちに、千葉県（10 月 23 日、採卵鶏農場）、新潟県（10 月 26 日、採卵鶏農場）、島根県（10 月 31 日、採卵鶏農場）、そして本日は新潟県で 2 例目となる本病の疑似患畜（11 月 6 日、採卵鶏農場）が確認されています。これは、過去最多の発生となった令和 4 年シーズに匹敵するペースであり、周辺において死亡野鳥等から本病ウイルスが検出されていない地域でも発生が確認されており、既に全国どこで発生してもおかしくない状況となっており、最大限の警戒が必要となっています。

全国的に本病ウイルスが存在していると考えられる中、渡り鳥の飛来が本格化し、今後さらに環境中のウイルス濃度が高まり本病の発生リスクがさらに増大すると考えられることから、各都道府県においては、家きんの飼養者に警戒を促すとともに、家きん農場における本病の発生防止を図るため、下記に留意して効果的に飼養衛生管理を行うよう改めて関係者にご指導いただくようお願いします。

記

1 危機感の共有と警戒の強化

今シーズンの発生状況を改めて共有して関係者の危機感を高め、警戒を強化すること。また、地域におけるまん延を防ぐためにも、本病が疑われる事例については、早期に家畜保健衛生所へ通報することについて改めて

徹底すること。

2 過去に発生が確認された農場・地域における対策の強化

本年も既に、過去に発生が確認された農場での発生が複数報告されています。近年に発生が確認された農場又は地域については、本病の発生リスクを高める環境要因が揃っているものと認識し、特に重点的に防疫対策を呼び掛けること。

3 これまでの発生から得られた知見を活かした効果的な飼養衛生管理等の徹底

農場及び家きん舎へのウイルス侵入を効果的に防止するため、特に次の点について徹底すること。

(1) 飼養衛生管理区域に出入りする人、車両等の防疫対策の徹底

- ① 専用衣服及び長靴の設置及び着用を徹底するとともに、交換に当たって交差汚染が生じない動線を確認すること。
- ② 家きん舎ごとの専用長靴の設置及び使用、手指消毒等について適切に実施すること。
- ③ ウイルス侵入防止対策については、全ての従業員だけでなく、飼料等の生産資材の運搬事業者、家きんの導入・出荷等事業者、工事関係者等農場に出入りする事業者も徹底すること。

(2) 野鳥、野生動物等の侵入防止対策

- ① 家きん舎の点検により破損、隙間等を見つけた場合は速やかに修繕するとともに、除糞ベルトや集卵ベルト等の開口部にカバーやシャッターを設置する等、野生動物等の侵入防止を図ること。
- ② 堆肥舎への防鳥ネットの設置、餌こぼれの片付け、家きん死体や廃棄卵の適切な処理により野生動物等の誘引を防止すること。
- ③ 家きん舎周辺の整理整頓、草刈り等により、野生動物等の隠れやすい場所をつくらないこと。

(3) 農場の周辺環境におけるウイルスリスクの低減

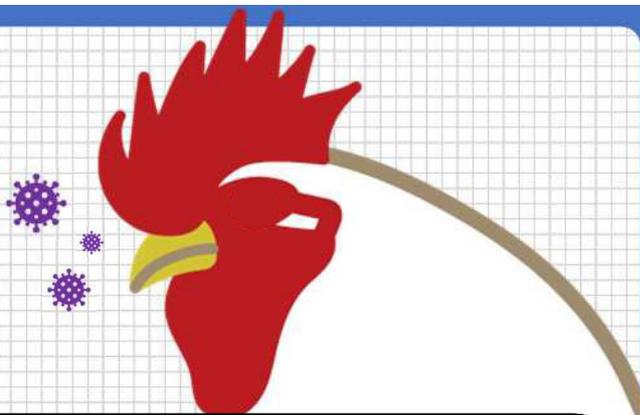
都道府県や市町村等地域が一体となって以下の取組を推進すること。

- ① 農場内や農場周辺のため池等の水場の水抜き、防鳥ネットや忌避テープの設置により野鳥を近づけない対策を講じること。
- ② 農場周辺にカラス等の野鳥を誘引する施設やねぐら等の生息に適した環境がある場合は、枝払い等により解消を図ること。
- ③ 農場周辺において野鳥等への安易な餌やりやそれに類する行為は中止すること。

以上

対策のポイント

高病原性 鳥インフルエンザ



- 渡り鳥の飛来により、今シーズンも高病原性鳥インフルエンザウイルスが我が国に侵入するリスクは極めて高い状況です。
- 本病の発生を予防するため、地域におけるリスク低減対策を推進し、いま一度、農場におけるウイルス侵入防止対策を強化しましょう。

農場における発生予防対策

農場へのウイルス侵入防止対策の強化

飼養衛生管理の基本的な管理項目を毎月点検し、不備があれば改善。

■ 人、物、車両の入出時対策

- ・ 衛生管理区域専用の衣服や靴の使用。
- ・ 着用前後で交差のない動線、明確な境界を確保。
- ・ 適切な車両消毒、手指消毒の実施。
- ・ 家きん舎ごとの専用の靴の使用。

■ 野生動物の侵入防止、誘引防止

- ・ 畜舎の壁、防鳥ネット等の破損修繕。
→特にネコ、イタチ、カラス等の侵入を防止
- ・ ねずみ及び害虫の駆除
- ・ 鶏卵・鶏糞の搬出口に覆いを設置。
- ・ 餌置場の清掃、死体や廃棄卵の適切な処理など誘引を防止。

重点対策期間

渡り鳥の飛来が本格化する前の9月中には防疫体制を整備。

10月から翌年5月までは警戒を強化。

特に11月から翌年1月までは重点対策期間。

健康観察と異状の早期発見

家きん所有者は毎日の健康観察を入念に行い、異状を認めた場合は速やかに管轄の家畜保健衛生所に届け出。



近年の発生地域ではリスクが高いことを認識し、特に重点的に対策を徹底。

家畜保健衛生所、産業動物獣医師など第三者の視点も活用して対策を向上させましょう。



野鳥・野生動物対策

- ・ 農場周辺のため池は、水抜きや忌避テープの設置等により野鳥の飛来を防止
- ・ 農場周辺にカラス等の野鳥を誘引する施設や生息に適した環境がある場合は解消
- ・ 野鳥等への安易な餌やり等の中止

飼養家きんの異状を見つけた場合は、最寄りの家畜保健衛生所に連絡。

MAFF
農林水産省

TEL

家畜保健衛生所

農林水産省HP
「鳥インフルエンザに関する情報」



一斉点検の要チェックポイント（家きん）



①衛生管理区域に病原体を持ち込まない！

- 手指の洗浄・消毒をしていますか？
- 車両の消毒をしていますか？
- 専用の衣服や靴の確実な着用ができていますか？

× 境界に更衣や消毒の設備がない



○ 車両の消毒、専用の衣服や靴の着用



タイヤの溝やタイヤハウスもしっかりと！

②家きん舎に病原体を持ち込まない！

- 手指の洗浄・消毒をしていますか？
- 専用の靴の確実な着用ができていますか？

× 専用の長靴が用意されておらず、
出入り時の動線も不明瞭



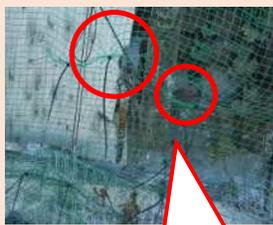
○ 専用の長靴の着用、すのこ等を用いた靴の
履き替え時の動線の交差防止



③野生動物を近づけない！侵入させない！

- 防鳥ネット等は家きん舎のみでなく、堆肥舎等にも設置していますか？
- 破損箇所や開口部の隙間は速やかに補修していますか？
- ネズミや害虫の駆除は定期的に行っていますか？

× 壁や金網に破損があり、
補修されていない



補修はしっかりと！

屋根裏内部やモニター開口部
も破損がないか要確認！

○ 集卵ベルトの開口部や堆肥
舎も隙間がないように対策
している



野鳥が多い地域
は特に注意！



鶏舎全体を防鳥ネットで覆った事例

九州の発生状況

年度	H26	H28	H29	R2	R3	R4	R5
福岡県				11月25日 1例:約9.2万羽		12月19日～ 3月2日 4例:約33.3万羽	
佐賀県	1月18日 1例:約4.5万羽	2月4日 1例:約7.1万羽				12月6日 1例:約3万羽	11月25日 1例:約4万羽
長崎県			発生地:玉名郡南関町 分類:採卵鶏		発生地:玉名郡南関町 分類:肉用鶏	12月22日 1例:約2.7万羽	
熊本県	4月13日 1例:約11.2万羽	12月27日 1例:約9.2万羽			12月3日 1例:約6.7万羽		
大分県		発生地:球磨郡多良木町、 相良村※関連農場 分類:肉用鶏		12月10日 1例:約1.4万羽		1月17日 1例:約5.6万羽※	
宮崎県	12月16日、 18日 2例:4.6万羽	12月19日～ 1月24日 2例:約18万羽		12月1日～ 2月25日 12例:約85.3万羽		11月20日～ 1月10日 3例:約41万羽※	
鹿児島県				1月13日 1例:約3.2万羽	11月13日～ 1月13日 3例:約10.2万羽	11月18日～ 2月3日 13例:約136.7万羽	12月3日、 2月11日 2例:約2.8万羽
沖縄県						12月16日 1例:約4.5万羽	
全 国	4月13日～ 1月18日 6例:約38万羽	11月28日～ 3月24日 12例: 約166.7万羽	1月11日 1例: 約9.1万羽	11月5日～ 3月13日 75例,1施設: 約987万羽	11月10日～ 5月14日 30例,1施設: 約189万羽	10月28日～ 4月7日 84例:約1,771万羽	11月25日～ 4月29日 11例:85.6万羽

※疫学関連農場を含む

本県における対応

I 平時における対応

- 1 情報提供及び注意喚起
 - 養鶏農家、関係機関に発生の都度通知
 - 熊本県防災メールサービスにより発信
- 2 鳥インフルエンザ特別防疫対策期間の設定
 - 令和6年11月1日～翌年4月30日
- 3 養鶏場への立入検査・衛生管理指導等
 - 4月から10月までに全農場※終了
- 4 モニタリング検査（ウイルス検査等）
 - 定点モニタリング：異常なし
 - 強化モニタリング：異常なし
- 5 飼養衛生管理基準7項目の自主点検報告（各農場毎月1回報告：10月～5月）
 - 10月は全農場遵守を確認（192農場）
- 6 マニュアルの改訂、防疫研修・防疫演習
 - 年度当初の防疫研修会（4月11日）
 - 県マニュアルに基づく研修会
 - ・防疫作業班リーダー研修（8月9日）
 - ・支援対策本部応援要員向け研修（8月9日）
 - ・連絡補助員向け研修（8月9日）
 - 県鳥インフルエンザ防疫演習（10月28日）
 - 各地域振興局主催の防疫演習（10月～11月）

II 今シーズンの発生を受けての対応

- 1 北海道の農場における発生（10月17日）
 - 国内初発を受け防疫態勢レベル1へ
 - 熊本県鳥インフルエンザ緊急防疫対策会議の開催
 - ・農業団体等関係機関を参集し情報提供
 - 全農場※に対して健康状態の確認（192農場異状なし）
- 2 天草市の死亡野鳥においてA型インフルエンザウイルスを検出（11月18日）
 - 3km圏内の農場（1農場）の立入検査と発見地点の石灰消毒
- 3 鹿児島県の農場における発生（11月20日）
 - 九州初発を受け防疫態勢レベル2へ
 - 熊本県鳥インフルエンザ対策会議の開催
 - ・本県関係部局の協力体制の確立及び連絡調整を図る
 - 全農場※に対して情報提供・注意喚起及び健康状態の確認（192農場）
- 4 知事による消毒命令の発出予定
 - 全農場※に消石灰約1万袋（1袋20kg）を配付し、併せて注意喚起の通知を行う ※全農場：100羽以上飼養

【熊本県家畜伝染病防疫対策要綱に基づく防疫態勢】

- ・レベル1 国内発生 畜産課に防疫総括班の設置
- ・レベル2 九州内発生 熊本県鳥インフルエンザ対策会議の設置（議長：農林水産部長）
- ・レベル3 県内発生 熊本県鳥インフルエンザ防疫対策本部の設置（本部長：知事）

高病原性鳥インフルエンザ及び 低病原性鳥インフルエンザの防疫対応

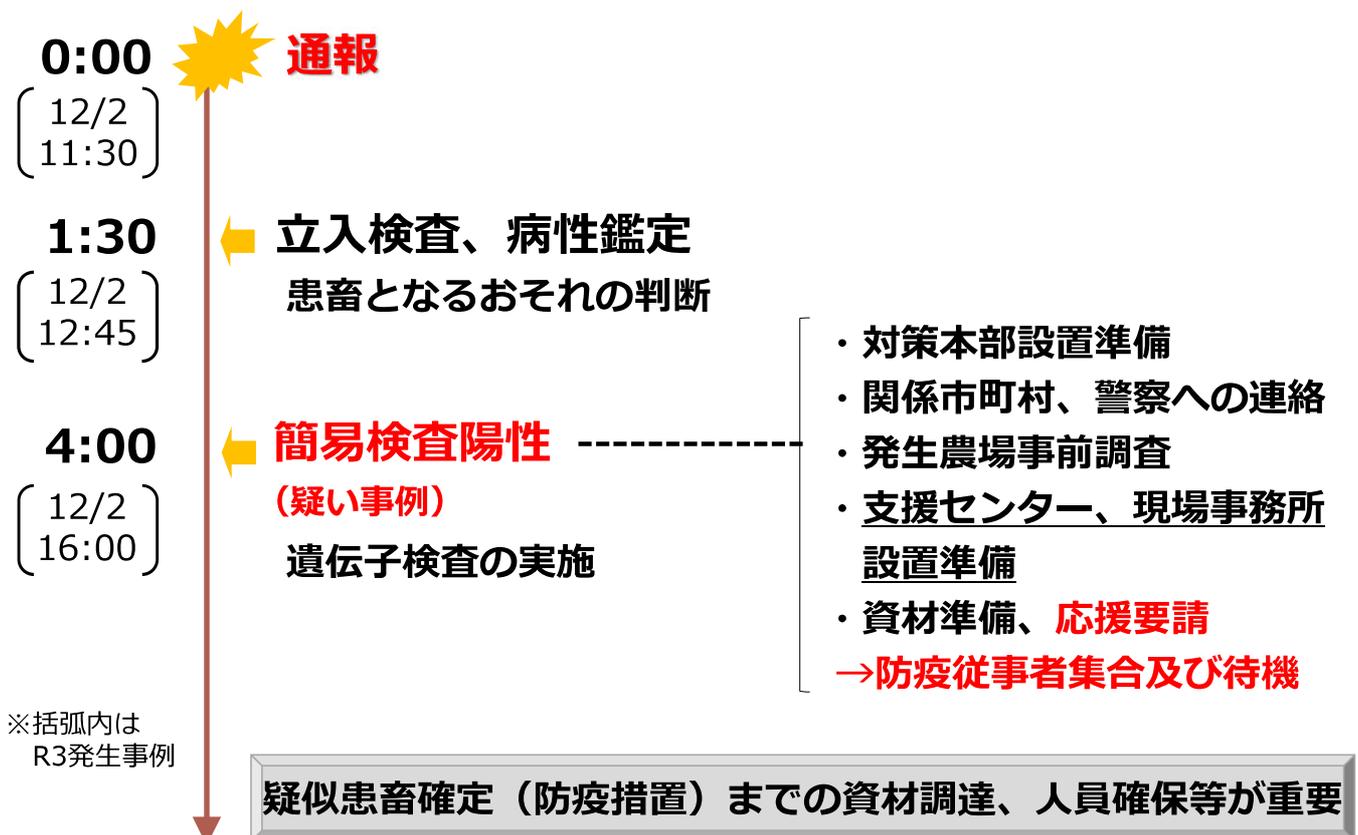
農林水産省

- 家畜伝染病予防法（以下「法」）
- 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針

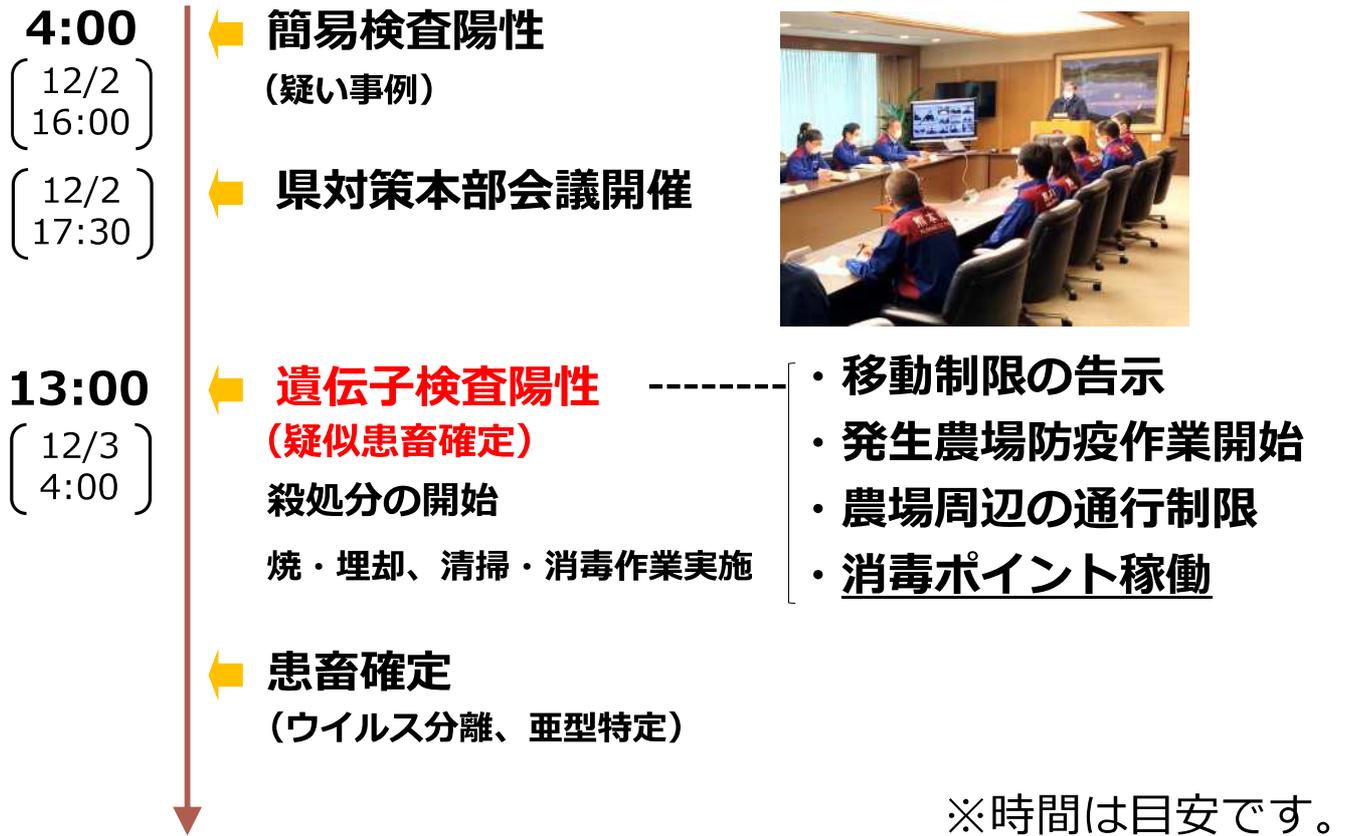
熊本県

- 熊本県家畜伝染病防疫対策要綱（以下「要綱」）
- 熊本県高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ防疫対策マニュアル

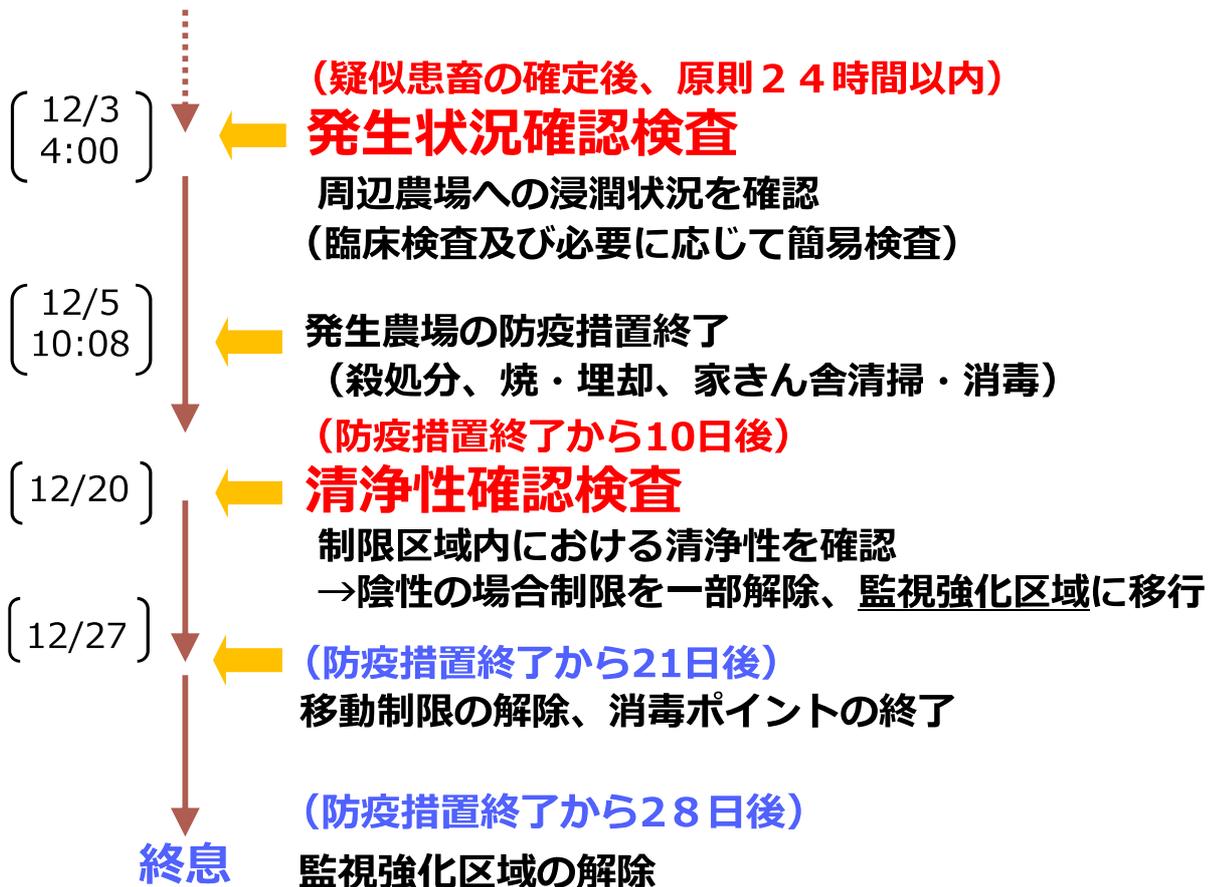
防疫対応のフローチャート 1



防疫対応のフローチャート 2



防疫対応のフローチャート 3



人第281号
農林水第109号
畜第939号
令和6年（2024年）11月14日

各部（公室・局）筆頭課長
教育庁教育政策課長
企業局総務経営課長
議会事務局総務課長
各種委員（会）事務局長
各広域本部・地域振興局長

様

総務部人事課長
農林水産部農林水産政策課長
畜産課長

鳥インフルエンザ等の悪性家畜伝染病の防疫作業に係る職員応援体制
の確認について（通知）

10月17日以降、北海道の養鶏場での国内1例目の高病原性鳥インフルエンザが確認されて以降6道県8事例が確認され、本格的に鳥インフルエンザの発生が危惧される時期となりました。

昨シーズンは、国内での家きん飼養農場における発生が10県11事例と、過去最高の発生となった一昨年より大幅に減少しました。高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チームからは、農場における飼養衛生管理基準遵守のための対策が要因の一つとして挙げられているところです。今シーズンにおいても、引き続き防疫対策の一層の強化が重要となります。

一方、平成30年（2018年）9月以降、全国で断続的に発生する豚熱については、昨年8月に佐賀県での発生が確認され、万一、県内において本病の発生が確認された場合は、早期封じ込めによるまん延防止が必要となります。

さらに、中国をはじめとするアジア近隣諸国では、口蹄疫やアフリカ豚熱等、地域社会に甚大な影響を与える悪性家畜伝染病が継続して発生しています。

つきましては、「熊本県家畜伝染病防疫対策要綱」に基づき、県内で悪性家畜伝染病が発生した場合に備え、特に夜間及び土日等の週休日における連絡体制及び応援職員名簿の確認を行うなど、不測の事態に備えていただきますようお願いいたします。

なお、職員の応援について農林水産部から要請があった場合、人事課（農林水産部及び農林水産部各個別出先機関並びに各広域本部・地域振興局については、農林水産政策課）が各部局への連絡及び取りまとめを行うこととしております。

<担当>

人事課組織班：吉澤（内線 31044）[職員応援（農林水産部、広域本部・地域振興局を除く。）に関すること]

農林水産政策課総務班：岩野（内線 37048）[職員応援（上記以外）に関すること]

畜産課総務・企画班：梶谷、黒柳（内線 37555）[家畜伝染病防疫対策に関すること]

鳥インフルエンザ等の悪性家畜伝染病の 防疫作業に係る職員応援について

令和6年11月 人事課

1 趣旨

鳥インフルエンザ等が県内で発生した際には、迅速かつ円滑な防疫作業を関係部局の一致協力の下で進める必要がある。特に、過去3回（H26.4、H28.12、R3.12）県内で発生した事例では、短期間で大量の職員の応援を必要とする状況が改めて確認されたところである。

このため、事例発生時においては、本庁各部局（農林水産部、農林水産部各個別出先機関及び各広域本部・地域振興局以外）（以下「各部局等」という。）の職員に係る応援については、農林水産部からの要請に基づき人事課が各部局等への連絡及びとりまとめを行うこととし、一層速やかな人員確保と防疫作業を進めることとする。

以下、職員応援に係る手順等について整理する。

2 手順

(1) 「人員に関する計画」の作成（農林水産部）

- ・患畜又は疑似患畜の判定時、農林水産部では「熊本県高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性インフルエンザ防疫対策マニュアル」第6-6に基づき、全庁的な応援総数を含む「人員に関する計画」を作成。

(2) 計画の提示と職員名簿のとりまとめ要請（農林水産部→人事課）

- ・農林水産部は、各部局等職員の応援を確保するため、「人員に関する計画」を人事課に示すとともに、職員名簿のとりまとめを要請。

【人事課連絡先順位】

「令和6年度（2024年度）鳥インフルエンザ等防疫対策連絡先一覧」
（1 緊急連絡先）参照

(3) 計画の提示と職員名簿のとりまとめ依頼（人事課→各部局等の筆頭課）

- ・人事課では、「人員に関する計画」を基に、各部局等の必要応援数を割り振り、各部局等の担当者へ伝達。
- ・人事課からは職員名簿のとりまとめを依頼するとともに、併せて次の内容についても連絡を行う。

（各部局等への連絡事項）

- i) 各クールの応援者数
- ii) 各クールの集合時間、集合場所
- iii) 服務管理上の扱い（振替休日等、時間外勤務手当、旅費）

【各部局連絡先順位】

「令和6年度（2024年度）鳥インフルエンザ等防疫対策連絡先一覧」
（4 人事課用）参照

(4) 計画の提示と職員名簿のとりまとめ依頼（各部局等）

- ・各部局等の担当者は、所属と連携し、各クールの各所属の応援職員の調整を行う。
- ・併せて、人事課から連絡のあった ii) 及び iii) について、応援職員に対して伝達する。
- ・なお、個別出先機関を所管する各部局等においては、当該機関分も含め、応援の調整を行う。

(5) 職員名簿の提出（各部局等→人事課→農林水産部）

- ・各部局等で作成された職員名簿について、人事課を経由して農林水産部に提出する。

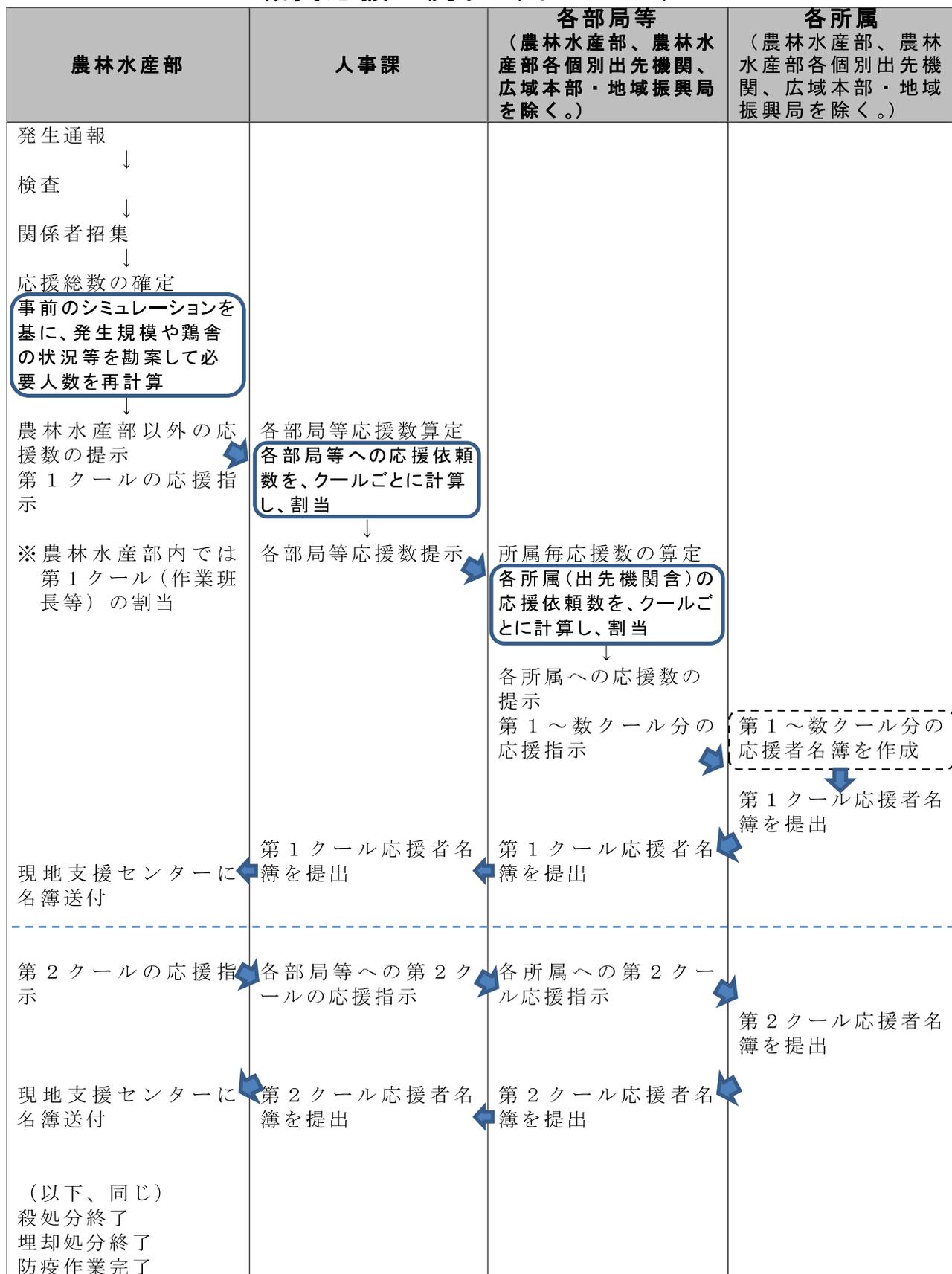
3 事前準備

- ・各所属において、休日等の発生も念頭に、連絡先となる担当者を第三順位まで予め定めておくこと。
- ・発生時の迅速な人員確保を行うため、各部局等では、応援要請を受けた場合の職員の応援順位等を設定するなど、事前準備を行っておくことが望ましい。

4 鳥インフルエンザ以外の悪性家畜伝染病防疫作業への応援

- ・応援は、熊本県口蹄疫防疫対策マニュアルに基づき、又は準じて実施する。
(鳥インフルエンザとの違い)
- ・口蹄疫等の場合、防疫作業を行う家畜が大型（牛や豚）であり、殺処分等に当たっては危険を伴うことから、基本的には獣医師等の専門職が行う。
- ・一般応援者については、発生規模に応じて、清掃・消毒作業や支援センター等の運営等への従事を想定している。

職員応援の流れ（イメージ）





鶏肉・鶏卵は安全です

鳥インフルエンザが発生した場合でも
感染が確認された鶏のお肉や卵が
市場に出回ることはありません。

家畜伝染病予防法により、発生農場の鶏や卵は出荷されません。

鶏肉は、食鳥検査法に基づき、疾病や異常がないか検査が行われ、
合格したものだけが市場に流通しています。

鶏卵は、食品衛生法に基づき策定された衛生管理計画に従い、洗卵などの衛生管理が行われています。



鶏肉・鶏卵を食べる
ことにより感染する
ことはありません。

内閣府食品安全委員会では、万が一鶏肉・鶏卵に鳥インフルエンザウイルスが存在したとしても、熱や酸に弱いことから、十分な加熱調理や胃酸などの消化液により死滅すると考えています。